令和８年度第１回大阪市建設事業評価有識者会議　会議録

- 日　時：令和８年９月24日（木曜日）　16：00～17：00

- 場　所：大阪市役所屋上階（Ｐ１）共通会議室

- 出席者：（委員）
  吉田委員(座長)・小川委員・関川委員(web)・田間委員・松中委員
  （欠席：辻岡委員）
  (大阪市)
  市政改革室(事務局)
  平澤市政改革室長、東野改革推進担当部長、中村大規模事業リスク担当課長

- 内　容：

開 会 2
内容(1)建設事業評価　令和8年度の予定等 3
内容(2)事業再評価対象外事業について(報告) 4
内容(3)継続中事業の取組状況について(報告) 6
内容(4)大阪市建設事業評価実施要綱等の改正について 13
閉 会 16

開　会

○事務局（市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長）

ただいまより令和8年度第1回大阪市建設事業評価有識者会議を開催いたします。

本日は大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。事務局で本日の司会を務めます、市政改革室大規模事業リスク担当課長の中村でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。失礼して座らせていただきます。

本日の会議の内容、また委員の皆様につきましては、お手元の次第及び裏面の名簿、座席表に記載のとおりでございます。今年度は委員の交代はございませんでしたので、委員の皆様におかれましては、昨年度に引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

さて次第に記載のとおり、本日は【資料 1】から【4】をもって案件のご説明をさせていただきます。資料は一番上の次第を除いて、右上に資料番号を付け番号ごとにまとめております。個別の確認は省略しますが乱丁・落丁等ございましたら、お手数ですが会議の途中でもお申し出いただくか、お手元のタブレット端末でご覧いただきますようお願いいたします。

なお、本日は本市の各所属が所管する個別事業の評価案件はなく、すべて事務局からの報告等の案件となっておりますので、各所属からの出席者はございません。

それでは早速でございますが、議事に移ってまいります。

報道関係の皆様に申し上げます。これ以降の写真撮影、録画録音などは所定の位置でお願いいたします。

ここからの議事進行につきましては、吉田座長にお願いしたいと思います。吉田座長、どうぞよろしくお願いいたします。

内容(1)建設事業評価　令和8年度の予定等

○座長(吉田委員)

それでは、今日は時間も短いので、円滑な議事進行にご協力いただきますようよろしくお願いします。それでは早速議事に入りたいと思います。

まず(1)建設事業評価　令和8年度の予定等から(3)継続中事業の取組状況について(報告)までの3件について、事務局より説明をお願いいたします。

なお、(2)事業再評価対象外事業については、あくまで対象外とすることができる要件に該当するものとのことですので、委員の皆様は対象外という事務局の提案どおりでよいか、このあたりも含めてご確認をお願いいたします。それでは、事務局より説明のほどよろしくお願いいたします。

○事務局(市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長)

そうしましたら、事務局より(1)建設事業評価　令和8年度の予定等について説明いたします。それでは私の方からご説明をいたします。

【資料 1】の一覧表をご覧ください。

縦軸に今年度の会議の回次や時期等を、横軸に会議で扱います案件を記載しております。新規事業を対象とした大規模事業評価については、第 3 回会議で消防局の1件を、継続中の事業等を対象とした事業再評価については、第 2 回と第 3 回の会議で建設局等の計 12 件を予定しております。事業名等は記載のとおりでございます。これらに関しては、各会議におきまして、改めてご説明をさせていただきます。

今回、第 1 回会議におきましては、これらの評価案件はなく、事業再評価の右にございます再評価対象外事業の報告と、一番右の列の継続中事業の取組状況の報告を事務局からさせていただきます。

また、大阪市建設事業評価実施要綱等の改正についても事務局から説明させていただく予定としております。

【資料 1】の 2 枚目は、建設事業評価の制度についてまとめた資料をお付けしておりますが、説明は割愛させていただきます。内容(1)は以上となります。

内容（2）事業再評価対象外事業について（報告）

○事務局（市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長）

続いて（2）事業再評価対象外事業について報告いたします。【資料2】の一覧をご覧ください。継続中の事業は概ね5年毎に事業再評価を実施しますが、欄外の注釈のとおり、翌年度までに完了予定等の段階まで進捗している事業は、再評価の対象外事業として、報告のみをさせていただくこととしております。

一覧の1件目は、事業開始年度から起算して5年目で今年度が再評価の年度となりますが、今年度完了予定のため対象外要件に該当しております。2～6件目は、前回再評価等から5年経過で、今年度が再評価の年度となりますが、進捗率 80％以上で対象外要件に該当しております。なお、対象外要件は、対象外とすることが「できる」ものとしての規定となっております。「対象外とはせず、今後の事業継続の妥当性を議論すべき」と判断される場合は、再評価の対象として説明の機会を改めますので、その観点でもご確認いただければと思います。

一覧の次には位置図を添付しておりますが、説明は割愛いたします。

まず1件目の「航空隊庁舎建設整備事業」について、【付属資料1】をご覧ください。

大阪市消防局の航空隊は、大阪府からの費用負担も受けながら、府全域を対象に防災ヘリ2台による活動を行っております。その拠点である八尾空港内の庁舎が狭隘化、老朽化してきたことから、その新庁舎を整備し機能強化を図るため、令和4（2022）年度より庁舎整備を開始しました。上段の一番右に記載しておりますように、開始前の大規模事業評価以後、社会情勢の変化や設計変更等により、総事業費は 10.6 億円から 19.5 億円に増加しております。

事業費増加につきまして、2ページ目の推移の資料をご覧ください。

令和2（2020）年度の時点では、過去実績として城東消防署の建設費を参考に概算で算定した上で、工事発注予定である令和5（2023）年度まで想定した工事費変動率を乗じて、10.6 億円を計上しておりました。その後、令和3（2021）年度に基本設計を行い、仕様や数量の具体化、単価上昇、また、将来見込まれる地中障害物撤去費用等を計上した結果、18億円に増額となりました。また、令和7（2025）年度には、インフレスライドや工期延長などにより、さらに増額し、最終的に 19.5 億円となっております。

以上のとおり、内容精査、物価等上昇、設計変更等の結果、概算事業費からは 8.9 億円の増額となっておりますが、1ページ目に記載のとおり、8月末時点での工事工程ベースの進捗率は 80％となっており、令和8（2026）年度末の完了に向け、整備を進めてまいります。1件目は以上です。

次に2件目と3件目ですが、いずれも街路事業となります。【付属資料2】【3】をあわせてご覧ください。【付属資料2】は「河堀口舎利寺線（こぼれぐちしゃりじせん）整備事業」です。生野区において東西を結ぶ補助幹線道路として、延長 880mを整備するものとなっております。事業の概況欄の一番下、用地取得率が 90％を超えておりますところ、公簿面積で算出しておりました要取得面積を実測面積で再算出した結果、要取得面積が増加したため、面積ベースでの取得率は前回評価時から下がっておりますが、件数としては、前回評価時の残り件数の4割程の取得が進んでおり、着実に進捗がはかられている状況です。

しかしながら、その上ですが、未取得用地が点在していて工事に必要なまとまった区間が

確保できないこともあり、工事進捗率は現在 33％となっております。

また、その上の方ですが、一部用地の交渉に時間を要していることから、完了予定を令和17（2035）年度に延長しており、人件費等の高騰の影響から、事業費も見直し1億円増額としております。

【付属資料3】は「天王寺大和川線整備事業」です。天王寺から大和川まで JR 阪和線に沿って南北に連絡する交通軸を形成することを目的として、約 5.5kmを整備するものとなっております。こちらは、用地取得率は99％を超えておりますが、事業延長が非常に長く、整備に長期間を要する見込みとなっております。そのため、集客施設があり、駅へのアクセス道路となるなど、整備効果が高い駅周辺部から整備を進めております。これまでに長居駅周辺部の整備を完了しておりますが、優先整備している駅周辺部は、整備面積としては小さいため、面積ベースの工事進捗率は 12％にとどまっております。そのような状況を踏まえ、完了予定年度と事業費も、先ほどの河堀口舎利寺線と同様に見直しております。

いずれも、引き続き用地交渉や必要な整備を進め、事業完了を目指してまいります。2～3件目は以上です。

次に4件目と5件目、こちらはいずれも道路事業となります。【付属資料4】【5】をあわせてご覧ください。

【4】は「市道西成区第 369 号線道路改良事業」です。西成区内にある、通学路にも指定されていて歩行者・自転車の通行量も多い市道について、道路の拡幅や歩車道分離を行うものとなっております。

【5】は「主要地方道住吉八尾線道路改良事業」です。大阪市南部に位置する補助幹線道路で、同じく通行量が多い道路となっており、この道路の拡幅や歩車道分離を行うものとなっております。

いずれも事業の進捗率は 90％を超えておりますが、1～2件の用地取得が残っており、事業が長期化している状況となっております。【付属資料4】につきましては、一番右の欄に「未取得用地（市有地）」となっておりますが、こちらは、残る1件の未取得用地が、同じ大阪市の下水処理場用地となっておりますので、道路用地へ替えるべく協議を進めているところです。【付属資料5】につきましては、残る用地取得に向け、定期的に訪問する等交渉を進めておりますが、長引いている状況です。

いずれも令和 10（2028）年度を完了予定としておりますので、これを目指し、引き続き事業を進めてまいります。4～5件目は以上です。

最後に6件目、【付属資料6】をご覧ください。「主要地方道大阪狭山線（下高野橋）橋梁架替事業」です。

こちらは東住吉区に位置します、大和川にかかる下高野橋について、架替拡幅及び取付道路の拡幅整備を行うものです。こちらは進捗率が 99％となっておりますが、残る1件の用地取得の関係で事業完了には至っていない状況でございまして、令和 11（2029）年度の完了を目指し、引き続き取り組んでいくこととしております。

内容の「（2）事業再評価対象外事業について（報告）」は以上となります。

内容（3）継続中事業の取組状況について（報告）

○事務局（市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長）

続きまして、（3）継続中事業の取組状況について報告いたします。【資料3】をご覧ください。

冒頭の説明です。概ね5年毎の事業再評価において、事業継続となった事業は、次の再評価または事業完了まで、定期的に状況確認を行っております。今回は、総括表のとおり、令和4～6年度に再評価や再評価対象外の報告を行った事業、計 38 件について、令和7年度の状況を確認しました。このうち、マイナス6件とありますが、これまでに完了に至った事業や、今年度に再評価を行うこととなった事業が6件あるため、38 件からこれらを除いた計 32 件について、今回の報告対象として、取組状況や自己評価結果を取りまとめております。取りまとめた内容は、2ページ目以降の別紙となりますので、後ほど説明いたします。

計 32 件の右側に、自己評価の分類がございます。事業費進捗率と事業内容がそれぞれ計画どおりか否かという4種類の分類で、令和7年度の状況について今回自己評価を行った結果、記載の件数となっております。また、カッコ書きの数字は事業費や事業期間の計画変更があった事業数を表しております。総括表の下の段は、令和4～6年度の各件数の内訳となっており、例えば先ほどのマイナス6件については、上から順にマイナス2・3・1件の内訳となっております。このマイナスの内容について、右の備考欄に記載しております。例えば令和5年度の欄では、令和5年度に再評価等を実施した事業が 21 件ございましたが、うち3件が本報告からは除かれております。このマイナス3件の理由が備考欄に書かれており、3件のうち2件は事業完了となったもの、うち1件は今年度に再評価を実施するため本報告から除くもの、となっております。

また、令和5年度の備考欄には、もう1点、記載がございます。令和5年度の件数のうち、自己評価が②（ⅱ）の、進捗率・内容ともに計画どおりに進捗していない事業が9件ございまして、うち、カッコ書きしております6件については、計画変更を行っております。その多くは、完了年度が延びたり、事業費が増えたりといった計画変更ですが、6件のうち1件は、必要経費を精査した結果、事業費の増加ではなく削減に至ったものとなっておりますので、参考に説明を記載しております。

この事業費削減に至った事業については、2ページ目以降の別紙の方で、3ページ目のNo.R5-02 をご覧ください。事業名「尼崎平野線（山王）整備事業」です。

左から順に、「番号」「事業名」前回再評価時の「対応方針」及び「今後の取組方針」を記載しております。中央は上段が、前回再評価から5年間の、計画上の数値を記載しておりまして、上から順に、「全体事業費」「執行済の事業費の累計」「累計事業費を全体事業費で除した、事業費ベースの進捗率」「完了予定年度」となっております。中央下段は、この計画に対応した、実績の数値を記載しております。

赤字で下線を引いている箇所が、「全体事業費」と「完了予定年度」を見直した箇所となっておりまして、本事業については、令和7年度の見直し、計画変更により、「完了予定年度」は令和 12（2030）年度から令和 14（2032）年度に延伸しましたが、「全体事業費」は、必要経費を精査することで約 49 億から約 47 億に削減となっております。これが1ページ目で記載しておりました、事業費削減に至った1件ということになります。

その右には、7年度の取組内容や、自己評価、その理由、減額の旨等について記載してお

ります。
　自己評価は②（ⅱ）となっております。計画では令和7年度の事業費進捗率は 60％を予定しておりましたが、変更後の計画においてもこれを下回る 56％となっていることから、事業費としては②計画どおりに進捗していない、となっております。また、用地交渉が長引く等、事業内容も計画どおりには進捗していないとの評価から、事業内容としては（ⅱ）となっております。
　他の事業につきましても、同様の方法で記載をしております。計画変更を行ったものを中心にご紹介いたします。
　まず、R5-10「新大学キャンパス整備事業」をご覧ください。こちらは、事業期間の延伸を実施している点を赤字で記載しております。①事業費の進捗は概ね計画どおりのため①と評価する一方、森之宮の 1.5 期キャンパスという整備内容が公募不調に終わり、工事着手時期が計画どおりではなくなったため、事業期間を延伸し、事業内容の評価は（ⅱ）としております。
　次に、R6-07「桜島東野田線（四貫島）整備事業」をご覧ください。こちらは、建設価格高騰を事業費に反映して増額し、事業費進捗率としては計画を下回っているため、事業費の評価は計画どおりでない②とする一方、設計や工事の進捗は図れているため、事業内容の評価は計画どおりの（i）としております。
　ほかに計画変更をしているものとしては、先ほどの R5-02 のほか、R5-05、06、07、少し飛んで R5-16、17 となっております。いずれも、事業費の増加をしており、工事内容の変更等はありませんが、建設価格の高騰や、地価変動の影響を受けたものとなっております。
　R5-05、16、17 については、事業期間の延伸もしております。R5-05 と 17 は、権利者との用地交渉が難航していることが理由となっております。R5-16 については、関係機関との協議が影響しておりますので、それぞれ理由欄に記載をしております。
　いずれも事業費ベースの進捗率が計画を下回ることから②と評価し、また、用地交渉等に時間を要する等事業内容も計画どおりではないため（ⅱ）と評価しております。
　これらの事業は、基本的に大阪府からの事業認可を受けて事業を進めておりますが、令和7年度に事業認可の期間が満了を迎えるタイミングであったため、事業の進捗状況に合わせ事業認可を更新し、その際に、計画の見直しを行った形になっております。
　そのほか、R5-15「第6貯木場土地造成事業」のように、他の事業の進捗に合わせて、事業の完了年度を調整しているもの等もございます。
　いずれの事業も、このように定期的に情報を公表させていただきながら、計画的な事業進捗に引き続き努めてまいります。内容（3）の報告は以上でございます。
　以上で、内容（1）～（3）についての報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○座長（吉田委員）

　ありがとうございました。それでは、ただいまご報告いただきました内容につきましてご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。
　では松中委員、よろしくお願いします。

○委員（松中委員）

　ご説明どうもありがとうございました。この【資料2】の方でご説明いただいた事業に関して、

ちょっと確認というか、教えていただきたいのですが。
　この事業の二番目と三番目ですね。附属資料の【2】番と【3】番。こちら街路事業ですね。特に用地買収に時間がかかってということなのですが、用地取得率の方は 9 割を超えてきているということで。その段階で、工期の方が2番目の事業で 11 年、3番目の事業で 10 年とそれぞれ計画延長されるということなのですが、事業開始年度は平成 16(2004)年だとか19(2007)年度と書いているのですが、もともとの工期はどれぐらいを予定されていたのでしょうか。

○事務局(市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長)

　まず【2】番目の方の、河堀口舎利寺線の整備事業でございますけれども、こちらにつきましては、当初平成9(1997)年に着工いたしまして、平成 15(2003)年の完了を予定しておりました。
　もう一方の天王寺大和川線でございますけれども、こちらは平成 16(2004)年の着工から平成 29(2017)年完了予定と、14 年の事業期間を見込んでいたということでございます。よろしくお願いいたします。

○委員(松中委員)

　はい。ありがとうございます。特にこの【2】番目の方が、もともとの工期は6年ということですかね。

○事務局(市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長)

　7年の事業期間ということになっているようです。

○委員(松中委員)

　7年の事業期間で、今、用地買収がほぼ終わった段階で、さらに 10 年ちょっと工期が伸びることになっているかと思うのですが、何か事情がおありなのでしょうか。

○事務局(市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長)

　建設局で、都市計画道路の整備プログラムというものを策定しており、令和7年度に最新改訂ということになっておりますけれども、こちらの方で本市における街路事業全体を対象に、各路線における権利者との交渉状況ですとか、関係機関との協議等の進捗状況、それから残工事区間における施工ステップなどの残事業量を精査して事業工程を設定されているということで、河堀口舎利寺線で申しますと、工事に必要なまとまった用地取得が進んでいないですとか、一部用地について権利者との交渉に時間を要している、というところが一つです。
　もう一方の天王寺大和川線につきましても、都市計画道路の整備プログラムでの精査結果を反映しているものではあるのですが、事業期間が長いということや、駅周辺区から優先して整備を進めていて、進捗率が低い状況にあるということが影響しているのではないかと

いうふうに考えられます。よろしくお願いいたします。

○委員（松中委員）

ありがとうございます。ということは、他の街路事業との兼ね合い、リソースの配分の関係ということもあろうかということかと思います。
わかりました。ありがとうございます。

○座長（吉田委員）

はい。ほか、いかがでしょうか。関川委員お願いします。

○委員（関川委員）
ちょっと気になったことを教えてください。【資料2】の事業番号の【2】と【6】ですね。前回の評価時の事業進捗率と現在の進捗率っていうのが数値的に見るとほぼ同じ。つまり、あんまり進んでいないという中で、完了年度を延長している事業があるということで、それを事業評価の対象外にしていいのかどうかが気になっています。
規定上は、８割を超えているからということでいいというふうにおっしゃっていると思うのですけれども。事業が何も動いていなくて、どんどん年度が進んでいって、その中で、経済的な状況っていうのはかなり変動しているという現在の状況を考えると、もっともっと物価が高くなっていって、事業自体が本質的には変わらないのに、投資する金額だけがどんどん増えていくという状況を見過ごしていいのかどうかっていうことをどう考えるのか、ということを教えていただきたく思います。

○事務局（市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長）

ありがとうございます。事業に時間がかかっているところということで、【2】番目の河堀口舎利寺線の方は、先ほどちょっとご説明させていただいたように、都市計画道路の整備プログラムというところもございますけども、工事に必要な、まとまった用地取得が進んでいないですとか、一部用地について、権利者との交渉に時間を要しているといったところがございます。
それから、【6】番目ですね、主要地方道大阪狭山線（下高野橋）橋梁架替事業の方ですけれども、こちらにつきましては未取得の用地が１件あるのですけれど、こちらの方が複数人の共有名義となってございまして、この共有名義人のすべての同意が得られておらずに交渉が難航しており、引き続き権利者交渉を続けていくということです。
いずれも主たる要因が用地取得ということになってございまして、協議に尽力はしているところなのですけど、ちょっと時間を要しているというのが今の状況でございます。よろしくお願いいたします。

○委員（関川委員）

事業自体を進めているけど、進まない状況を何か進めるようなスキームというのは走っているのですかね。

こちらの事業評価の委員会では、規定どおり 8 割を超えていたら、これは評価の対象外というふうに考えていいかとは思いますし、あともう少しで終わるということですという説明を受けてもいいとも思いますけれども、その背後で、事業を動かすような、そういうスキームは走っているのでしょうか。

本件内容と本質的にあまり関わらない質問かもしれませんけれども、どうなっているのかなということで教えてください。

○事務局（市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長）

用地取得がネックになって、その部分で工事ができないというところで、延び延びになってしまっているというところはございますけれども、所管所属の方は、用地取得をなんとかできるようにということで、一生懸命尽力しているというところでございまして、用地さえ取得できたらという状況ではあるのですけれども、ちょっとそこが難航しているという状況になってございます。よろしくお願いいたします。

○委員（関川委員）

行政が介入するような、コントロールするようなスキームは別に裏ではないということですね。わかりました。ありがとうございます。

○事務局（市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長）

ありがとうございます。

○座長（吉田委員）

はい。ほか、いかがでしょうか。田間委員お願いします。

○委員（田間委員）

この事業再評価対象外事業というのが、再評価しないのであったら増加理由とかを内訳で出して行かれるようにされるのでしょうか。例えば、当初の基本計画の概算と、実際に積算した場合のズレと、年度ごとに物価労務費の上昇とかを要因別にパッと一覧でその内訳を見られたら、用地取得のせいで増額しているのでとか、工事延長のせいでとか、地中障害物のせいで予算が増えたのだねって、何個か項目を増やして内訳の表に出していただいたら、割と理解しやすいのかなと思ったのですけど。

○事務局（市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長）

ありがとうございます。【資料2】の方ですね、最初の案件になりますが、3ページ目の航空隊庁舎建設整備事業については今回、もともと 10.6 億円というところが、物価上昇等を受

けて 19.5 億円まで上がっているというところで、やはりそういうところは委員の皆様にきっちりご理解いただいてご議論いただくというところと、市民の方に情報を発信していくという意味で、4ページ目に全体事業費の推移というようなことで、何が増額要因になっているかというところはご説明をさせていただいております。

基本的には事業再評価の対象外だったとしても、こういった取組は必要かというふうに考えてございますので、他の案件でもこういった増額や期間延伸というのが大きく出ているものについては、こういったものをお付けして、ご理解いただけるように情報を出していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○委員（田間委員）

そうですね、わかりました。文章で丁寧に書いてくださっているのですね。何か時系列みたいなもので、数字が項目でパンパンパンとエクセルの表みたいにあったら私としてはわかりやすいなとか思ったのですけども。実際の増額に対しては内訳をご説明いただいているので。ありがとうございます。

○事務局（市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長）

ありがとうございます。

○座長（吉田委員）

では、私の方からも 1 件。

【資料2】の先ほど質問にもありました天王寺大和川線の整備事業に関してなんですけど、非常に区間も長くて事業費も大きいところで、説明があったとおり、駅周辺とかそういったところの整備優先順位が高いということだと思います。そもそも、こういったところの道路が幹線道路として使われるということに対して、あまり求められていないというようなところがあって、結果的に駅周辺の整備が先行して進んでいるのではないかと思いました。こういったものは、整備の形態を暫定的に事業計画の範囲内で変える、再評価の際に都市計画道路の中でもう少し違うタイプで暫定的に先行するなど、事業が進まないのであれば検討する必要があるのではないか。

今後の見通しも含めて、これから幹線道路で自動車が多く通るような道を整備していくというのは求められてないということがあるかどうか。その辺りを伺いたいと思います。

○事務局（市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長）

ありがとうございます。こちらは隣の JR 阪和線と並行している路線になっておりまして、JR 阪和線も連続立体交差事業をされて上に上がりましたし、こちらの方の道路整備の方につきましては、地域分断みたいなところがございましたので、そういったところを解消するような形で一定やっていこうというところもございます。そのような必要性も認められてというところで、

都市計画道路の整備プログラムで位置づけて工事工程などを組んでいる理由になってございます。一定その辺りの必要性等というところは、事業所管所属の方で確認しながら組んでいるものと思いますので、本日はそれ以上の情報を持ち合わせていないのですが、都市計画道路の整備プログラムを作る上でも、そういった必要性は確認された上でというところになっていると思います。現状、都市計画道路としての整備というところを引き続きやっていくという形になろうかと思います。よろしくお願いいたします。

○座長（吉田委員）

ありがとうございます。用地が未取得の部分が残っているとはいえ、こういった密集市街地のところにこういった空間ができて、ある程度、他用途であれば使えるようなところがあるところをずっとそのままにしておくのは、地域の防犯の面でもよくないところがあると思います。中長期に及ぶようなことが想定される時には、次の事業の再評価の時に、もう少し違う形での部分的な進め方、暫定利用みたいなことが可能なのかどうか。そのあたりは大阪の中でもいろんな事例があると思いますので、そういった事例も提示しながら、少し前進させていくようなプログラムを代替手段的に位置づけて、進めていったほうがよいのではないかなという印象を受けました。先ほどからあるように、どうしても区間の長い、事業費が大きいものについては、どんどん後ろ倒しになっていけばいくほどお金がかかってということになって、効果が発現することについても非常に時間がかかると、あまりよろしくないということが、この時点である程度見えているような状況があります。そういったことをどうやって防いでいくのかというようなことを考えていくようにしていただけるといいかなというふうに思いました。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは皆様の意見を取りまとめたいと思います。

まず（2）事業再評価対象外事業については、概ね異議がないというところでしたので、この6 件については、事務局の提案どおり、再評価の対象外として取り扱うこととしたいと考えていますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、今回の再評価対象外事業の報告については、この 6 件について、事務局の提案どおりとさせていただきたいと思います。

（1）建設事業評価　令和8年度の予定等と、（3）継続中事業の取組状況については報告のとおり確認しましたので、これら内容については以上となります。

内容（4）大阪市建設事業評価実施要綱等の改正について

○座長（吉田委員）

それでは続きまして、議事次第の 4 つ目、（4）大阪市建設事業評価実施要綱等の改正についてです。この有識者会議も含めた大阪市の建設事業評価の制度については、大阪市建設事業評価実施要綱等の規定に沿って運用されていますが、今回この一部の改正を予定しているとのことですので、こちらも事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長）

それでは事務局から（4）建設事業評価実施要綱等の改正について説明いたします。建設事業評価の制度運用の根拠となるこの実施要綱は、直近では令和5年6月1日付けで改正を行っておりますが、評価の対象要件の整理が必要な点や、制度運用の実務と規定に乖離がみられる点等がある状況となっておりました。そのため、これらを踏まえて要綱等を改正し、あわせて所要の文言修正等を行うことを考えております。

主な改正点について説明いたします。まず実施要綱の第8条です。こちらには、事業再評価の対象要件について、表－2を掲載しております。表－2にはいくつかの要件があるのですが、そのうち②の欄に、3つの内容がまとめて記載された形となっております。そのため、これを②③④に3分割するとともに、必要と考えられる新たな要件を、赤字下線部のとおり追加したいと考えております。

表をご覧ください。まず現在の②の1点目ですが、こちらは事業開始後の初回再評価について、具体的には事業開始時から起算して5年目に再評価を行う旨を規定しております。これは改正後も②に「ア」として据え置く形になります。その上で、②の「イ」としてもう一つ、初回の再評価に関する規定を追加します。

再評価には、総事業費 10 億円以上等の線引きがありますので、この線引き未満の、再評価の対象でなかった事業が、計画変更により事業費が増加し、新たに再評価対象となってくる場合等に、初回再評価を行う旨を、「イ」として新たに規定します。総事業費の線引きの規定は、令和4年度の要綱改正時に設けられたものですが、その当時にこのような規定を設けていなかったため、今回、規定を整備したいと考えております。

次に、現在の②の2点目です。これは、2回目以降の再評価について、具体的には、前回再評価から5年後に、2回目以降の再評価を行う旨を規定しております。これは、内容を変更せず③に分割したいと考えております。

次に、現在の②の3点目です。

こちらは、休止中の事業を再開する際に、再評価を行う旨を規定しており、昨年度には「JR片町線・東西線連続立体交差事業」の再評価をこの要件で実施いたしました。これを、④に分割します。また、再開のほか、休止や中止の場合にも、基本的に再評価を行っておりますが、これが要綱上明記されていなかったため、今回明記したいと考えております。要綱8条の1点目、表－2の改正は以上です。

次に、第8条の2点目、再評価対象外事業についてです。再評価の対象外としている「翌年度までに完了予定の事業」「事業費の執行済比率が 80％以上の事業」については、事業の

進捗状況等を会議へ報告しており、今回の会議においても先ほど6件のご報告をさせていただきました。この運用実態について、要綱に明記がなかったため、今回、第8条に第2項を新設する形で、規定を整備するものです。

次に、第 11 条について記載しております。こちらも今回の会議で報告させていただきました、継続中事業の取組状況についてでございます。この取組状況の報告は、特定の年度に再評価を実施した後、次回の再評価までの間に取組状況を集約して報告しているものですが、再評価を実施した事業だけでなく、先ほどの6件のように再評価対象外事業としての報告をした事業についても、この取組状況報告の対象としております。

この運用実態について、要綱に明記がなかったため、11 条の改正により明記したいと考えております。要綱の主な改正点は以上で、次が「2」の要綱細則の改正についてとなっております。要綱細則の第1条では、有識者会議での意見聴取を省略できる場合の規定が設けられておりますが、その要件の一つとして、「過去5年の間に…都市計画審議会において審議され…た事業」というものがあります。これについては、この建設事業評価有識者会議と都市計画審議会ではそもそも役割が異なることから、都市計画審議会の結果をもって当有識者会議での意見聴取を省略することは妥当ではないと考えたため、今回削除をしようと考えております。

主な改正点としては以上となります。

2ページ目以降は改正の新旧対照表と改正趣旨を、また、別資料で、改正後の全文の案を添付しております。内容(4)要綱等の改正については以上となります。よろしくお願いいたします。

○座長(吉田委員)

ありがとうございました。大変重要な要綱の変更になりますので、各委員からぜひコメントいただけたらというふうに思います。いかがでしょうか、よろしくお願いいたします。

○委員(松中委員)

ご説明どうもありがとうございました。今回の改正は今まで少し曖昧であったところ、それから言葉足らずであったところ、そういったところをきちんと明記をして非常にわかりやすく三つに分割されるということかと思いますし、また都計審の話も、確かに都計審は事業を評価する場所ではないので、性格が異なるということでこれは逆に評価の対象になるということかと思いますので、私としては妥当な改正だというふうに考えております。以上です。

○座長(吉田委員)

ありがとうございました。関川委員、いかがでしょうか。

○委員(関川委員)

先ほどの審議事項でも申し上げましたけれども、吉田先生がまとめてくださって、本当にわかりやすく論点がまとまったかとは思うのですけども。【資料4】の対象外事業についてのとこ

ろですね。第8条のところ、実態に沿って改正しますということで、それで結構かとは思うのですけれども。事業費の執行済比率が 8 割以上の事業については評価の対象外というふうにするということには異論ないのですけれども、前回評価時とほぼ変わらない進捗率であまり進んでいないというふうに考えられるものは、やはり評価すべきものだとは思うのですね。

あと少しで終わるのに5年も事業が動いてないというのは、やはりちょっと問題だと思うので。多分この次のステップだとは思うのですけれども、そういった事業が動くようにするため一つ何か制度が必要かなと思います。それほど行政の権利が強いものではないと思うのですけれども、じゃあその次にどうするか。次の評価時には何か制度やスキームを使って、事業自体が進捗しますといったことを併記するだとか、そういうことをつけておかないと。

用地取得ですごく手こずっている事業が、ずっと 8 割以上だからといって大阪市が抱え続けるようなそういう事業になってしまってはよくないというふうに思いますので、そのあたりの解決方法というか、あと少しで終わるのに止まってしまっている状況を動かすような努力というのがなんらか必要じゃないかなというふうに思いました。先ほど伺ったら、そういうスキームはないというふうに承りましたので、その辺りの改善は必要かなというふうに感じました。ありがとうございます。

○座長（吉田委員）

大変ご貴重なご意見ありがとうございます。

時間軸の話というのは、特に物価の高騰であったりとか、人件費の高騰であったりとか、そういった局面にあって、当初予定されていた金額よりももう倍以上かかるとかいうような案件等が増えているという状況もありますので、こういったことを踏まえて、やはり今回のような改正の中での休止・中止又は事業をより進めていくための動機付けであったりとか、そういったところも含めて、委員会で再評価なりをして、それらが今後出てきそうなのであれば、こういったものを進めていくための一つの方法論としても、土地取得のあり方をどういうふうに位置づけるのかというような、制度の中での運用の仕方みたいなものについても、期間が定められている中で事業が動かないということであれば、そういったことをやっぱりやっていくべきだと。そうしないと、逆に借金が膨らんでいくというようなことになりかねないような状況にあるということを、少し皆様にも共有していただいた上で、こういったことの一つのきっかけとして、今回、実施要綱として中止・休止まで踏み込んだというところもありますので、それを実際にやっていくための手立てなり、運用手段みたいなところについては、もう少し埋めていくべきところが宿題としてあるのかなというふうに思います。

そのあたりについてもぜひ、同時に関連するところを新規に作っていくというところも含めて考えていただけたらと思います。ありがとうございました。

田間委員いかがでしょうか。
小川委員はいかがでしょうか。

はい。それでは皆様の意見を取りまとめたいと思います。本件に関しましては、事務局提案で問題ないというところかと思います。

ただし、いくつか宿題のような意見もいただいたと思いますので、そういったところについては今後検討していただくということを踏まえまして、今回の事務局の提案については提案どおりで問題ないというのが委員の皆様の意見かと思います。改正に向けた諸手続きを引き続き進めていただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。では、内容(4)については以上になります。

それでは、本日の内容は以上となります。会議の円滑な進行に、皆様、ご協力をいただきましてありがとうございました。では、会議の進行を事務局へお返しします。

閉 会

○事務局(市政改革室　中村大規模事業リスク担当課長)

委員の皆様、長時間のご議論、誠にありがとうございました。では、事務局より、今後の予定についてご連絡いたします。

まず今回会議の資料につきましては、速やかに本市 HP にて公表するとともに、会議録及び議事要旨を概ね 1 か月後をめどに公表する予定でございます。委員の皆様には、内部の調整が完了次第、会議録と議事要旨の案をお送りいたしますので、ご確認をお願いいたします。

また、冒頭の年間スケジュールでも申し上げたとおり、11 月以降も複数回の会議を予定しております。お忙しいところ恐縮ですが、引き続きのご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは以上を持ちまして、令和8年度第 1 回大阪市建設事業評価有識者会議を終了いたします。皆様、本日はありがとうございました。